

# 福岡県公報

平成二十九年八月十八日  
第三千九百十八号  
増刊 ①

## 目次

### 告示

○福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

(団体指導課) …………… 一

### 人事委員会

○福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課) …………… 三三

## 告示

### 福岡県告示第五百四十七号

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める

平成二十九年八月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱(平成二十三年五月福岡県告示第八百号)

の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(趣旨)

**第一条** この告示は、災害等により被害を受けた農林漁業者の経営再建等を図るため、

株式会社日本政策金融公庫が融資する農林漁業セーフティネット資金実施要綱(平成

十九年三月三十日十八経営第七千五百八十一号)第二の一の(一)及び(二)に定め

る資金並びに農業協同組合及び信用漁業協同組合連合会が融資する資金に対し、予算

の範囲内において利子助成金及び利子補給金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「農林業」を「農業のうち公庫が直接借入者に融資する場合(以下「公庫直

貸」という。及び林業」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を第十条とする。

第七条中「第三条第五項各号」を「第五条第一項各号」に改め、同条を第九条とする

。第六条中「第四条」を「第六条」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「経営安定資金」を「農協等資金」に改め、同条を第七条とする。

第四条第一項後段中「交付対象とする貸付金の限度額等」を「利子助成又は利子補給

の対象となる限度額等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項

」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条を第六条とする

。第三条第一項ただし書中「経営安定資金」を「農協等資金」に、「特別資金」を「公

庫資金」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「平成二

十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、

同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から同条第八項までを削り、同条を第四条と

する。

第四条の次に次の一条を加える。

(利子助成金等の交付対象とならない融資等)

**第五条** 前条の規定にかかわらず、利子助成金等の交付対象者が次の各号のいずれかに

該当する場合は、利子助成金等の交付対象としない。

一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

二条第二号に規定する暴力団(第三号において単に「暴力団」という。)又は同条

第六号に規定する暴力団員(次号及び第三号において単に「暴力団員」という。)

である場合

二 暴力団員が役員となっている団体である場合

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合

2 公庫資金に係る利子助成金の交付申請において、借受者から委任を受けた農協等が前項第二号又は第三号のいずれかに該当する場合は、利子助成金の交付対象としない。

3 農協等資金に係る利子補給を受ける農協等で、第一項第二号又は第三号のいずれかに該当する場合は、利子補給金の交付対象としない。

4 利子助成金等の交付対象となる利子は、災害対策資金のうち、被害農林漁業者が経営の維持又は再建のために必要な資金に係るものとする。

第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(定義)

**第二条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 被害農林漁業者 災害等により被害を受けた農林漁業者をいう。

二 公庫 株式会社日本政策金融公庫をいう。

三 農協 農業協同組合をいう。

四 信漁連 信用漁業協同組合連合会をいう。

五 農協等 農協及び信漁連をいう。

六 公庫資金 公庫が融資する農林漁業セーフティネット資金実施要綱第二の一の(

一) 及び(二)に定める資金をいう。

七 農協等資金 農協及び信漁連が融資する資金をいう。

八 災害対策資金 公庫資金及び農協等資金をいう。

九 利子助成金等 利子助成金及び利子補給金をいう。

別表一及び別表二を次のように改める。

## 別表 1 (第 6 条関係)

## 1 特別災害

(%)

災害名	資金名 (融資機関)	基準金利	市町村利子助成率 及び利子補給率	利子助成率及び 利子補給率	末端 金利
平成26年4月1 日から平成30年 3月31日までに 発生したキウイ フルーツかいよ う病 (Psa3系統)	公庫資金 (公庫)	公庫金利※1	公庫金利×1/2	公庫金利×1/2	0
	農協等資金 (農協)	農業近代化資金 の基準金利※2	農業近代化資金の 基準金利×1/2	農業近代化資金の 基準金利×1/2	0
平成28年1月23 日から25日まで にかけての大雪 又は低温による 災害	公庫資金 (公庫)	公庫金利※1	公庫金利×1/2	公庫金利×1/2	0
	農協等資金 (農協)	農業近代化資金 の基準金利※2	農業近代化資金の基 準金利×1/2	農業近代化資金の 基準金利×1/2	0

※1 公庫金利とは、公庫が株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 12 条第 1 項に基づき定める金利をいう。

※2 農業近代化資金の基準金利とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 1 日 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 2 の (3) に基づき国から通知される農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利をいう。

## 2 一般災害

(%)

資金名 (融資機関)	基準金利	市町村利子助成率 及び利子補給率	利子助成率及び 利子補給率	末端 金利
公庫資金 (公庫)	公庫金利※1	0.0	0.0	公庫金利
農協等資金 (農協)	農業近代化資金 の基準金利※2	(農業近代化資金の基準 金利－公庫金利)×1/2	(農業近代化資金の基準 金利－公庫金利)×1/2	公庫金利
農協等資金 (信漁連)	漁業近代化資金 の基準金利※3	(漁業近代化資金の基準 金利－公庫金利)×1/2	(漁業近代化資金の基準 金利－公庫金利)×1/2	公庫金利

※1 公庫金利とは、公庫が株式会社日本政策金融公庫法第 12 条第 1 項に基づき定める金利をいう。

※2 農業近代化資金の基準金利とは、「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 1 日 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知）第 3 の 2 の (3) に基づき国から通知される農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合の欄に定める基準金利をいう。

※3 漁業近代化資金の基準金利とは、「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン」（平成 17 年 4 月 1 日 16 水漁第 2708 号水産庁長官通知）第 4 の 2 に基づき国から通知される漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号）第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項に掲げる者に貸し付けるもののうち個人施設として貸し付ける場合の基準金利をいう。

別表 2 (第 6 条 関 係)

資金名 (融資機関)	償還期間	据置 期間	利子助成又は利子補給の対象となる限度額等
公庫資金 (公庫)	10年以内	3年	1 災害対策資金の利子助成又は利子補給の対象となる限度額は合計で 500 万円(ただし、利子助成又は利子補給の対象となっている災害対策資金の貸付残高がある場合は、500 万円から当該貸付残高を差し引いた額。)
農協等資金 (農協等)	7年以内	3年	2 災害対策資金の貸付限度額は合計で 500 万円(ただし、農林漁業セーフティネット資金については、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の 3/12 に相当する額、または、粗収入の 3/12 に相当する額のいずれか低い額、また、利子補給の対象となっている農協等資金の貸付残高がある場合は、当該貸付残高を差し引いた額。)

別記中「第五条」を「第七条」に改める。

別記第一中「特別資金関係」を「公庫資金関係」に改め、別記第一の中「特別資金に」を「公庫資金に」に改め、別記第一の一(一)中「特別資金」を「公庫資金」に改め、別記第一の一(二)中「特別資金」を「公庫資金」に改め、別記第一の一(三)中「特別資金」を「公庫資金」に改め、別記第一の二中「特別資金」を「公庫資金」に改め、別記第一の三中「特別資金の利子助成適格認定手続」を「公庫資金の利子助成適格認定手続」に改め、別記第一の四を次のように改める。

#### 四 公庫資金利子助成金の交付申請及び交付決定等

(一) 利子助成適格認定を受けた者のうち、農協等が利子助成金の交付手続等を代理して行う者は、当該農協等に公庫資金利子助成金委任状(様式第四号)を提出するものとする。ただし、農業の公庫直貸及び林業を除く。

(二) 利子助成適格認定を受けた者が利子助成金の交付を受けようとするときは、公庫資金利子助成金交付申請書(様式第六号の一。以下「交付申請書」という。 )及び公庫資金利子助成交付申請明細書(様式第六号の二。以下「交付申請明細書」という。 )を、毎年一月二十日までに知事に提出しなければならない。なお、(一)に基づき農協等に交付手続等を委任した者については、農協等が公庫資金利子助成金委任者一覧表(様式第五号)を作成し、交付申請書、交付申請明細書及び役員名簿(様式第二号の四)を毎年一月二十日までに知事に提出しなければならない。

(三) 知事は、交付申請書を審査し、適当であると認めるときは、利子助成金の交付を決定し、交付申請者に対し通知するものとする。この場合において、福岡

県補助金等交付規則(昭和三十三年福岡県規則第五号)第十三条の規定による実績報告は、この交付申請によりなされたものとみなし、同規則第十四条の規定による額の確定は交付決定と同時にを行うものとする。

(四) 市町村が行う利子助成金の交付手続については、市町村長が別に定める。

別記第一の五中「特別資金利子助成金」を「公庫資金利子助成金」に改め、別記第一の五(一)中「農業(公庫直貸を除く。 )及び漁業にあっては農協等に、農業の公庫直貸及び林業にあっては借受者」を「交付決定を受けた者」に改め、別記第一の五に次のように加える。

(三) 利子助成金の交付を受けた農協等は、当該利子助成金を借受者に支払った後、利子助成金の交付を受けた月の翌月の末日までに農林漁業災害対策資金(公庫資金)利子助成金支払完了報告書(様式第六号の三)を知事に提出しなければならない。

別記第二中「経営安定資金関係」を「農協等資金関係」に改め、別記第二の中「経営安定資金の」を「農協等資金の」に改め、別記第二の一(一)前段中「経営安定資金」を「農協等資金を」に、「する農業被害者」を「する者」に、「経営安定資金借入申込書」を「農協等資金借入申込書」に改め、「様式第七号の一」の下に「又は様式第七号の二」を加え、「当該被害農業者の住所地をその地区内を含む農協に、被害農業者は、借入申込書(様式第七号の二)を信漁連」を「農協等」に改め、別記第二の一(二)中「農協の組合長及び信漁連の会長は、経営安定資金」を「農協等資金」に、「借入申込書の写しを添えて経営安定資金利子補給承認申請書」を「農協等資金利子補給承認申請書」に改め、別記第二の一(三)中「福岡県漁業信用基金協会」を「全国漁業信用基金協会」に改め、別記第二の二中「経営安定資金の」を「農協等資金の」に改め、別記第二の二(一)中「市町村」を「市町村長」に改め、別記第二の二(二)中「市町村」を「市町村長」に、「するものとする」を「して知事に提出するものとする」に改め、別記第二の二(三)中「第三条第五項各号」を「第五条第一項各号」に改め、別記第二の二(五)中「経営安定資金利子補給承認書」を「農協等資金利子補給承認書」に改め、別記第二の二(六)中「するものとし、契約締結後、当該契約書の写しを知事に提出するものとする」を「するものとする」に改め、別記第二の三中「経営安定資金の」を「農協等資金の」に改め、別記第二の三(三)中「経営安定資金」を



「農協等資金」に改め、別記第二の三(四)中「経営安定資金貸付状況報告書」を「農協等資金貸付状況報告書」に改め、別記第二の四中「経営安定資金の」を「農協等資金の」に改め、別記第二の四(一)中「経営安定資金」を「農協等資金」に、「に対し、第三条第七項」を「が、第五条第三項」に改め、別記第二の四(二)ア中「経営安定資金利子補給金交付申請書」を「農協等資金利子補給金交付申請書」に改め、別記第二の四(三)中イを削り、ウをイとし、別記第二の四(四)中「当該農協の組合長及び信漁連の会長」を「農協等の長」に、「経営安定資金利子補給契約書」を「農協等資金利子補給契約書」に改め、別記第二の四(五)中「第三条第五項第二号又は第三号」を「第五条第一項第二号又は第三号」に改め、別記第二の四に次のように加える。

(六) 知事は(二)の書類を審査し、適当であると認めるときは、利子補給金の交付を決定し、農協等に対して通知するものとする。この場合において、福岡県補助金等交付規則第十三条の規定による実績報告は、この交付申請によりなされたものとみなし、同規則第十四条の規定による額の確定は交付決定と同時に行うものとする。

(七) 知事は、原則として利子補給金の交付決定をした日の属する月の翌月の末日までに、農協等に対し、利子補給金を支払うものとする。

(八) 市町村が行う利子補給金の交付手続については、市町村長が別に定める。

別記に次のように加える。

### 第三 融資機関の報告事項

災害対策資金の融資機関は、次のとおり掲げる事実が発生又は判明したときは、直ちに知事に報告するものとする。

- (一) 借受者による任意の繰上償還
- (二) 借受者による災害対策資金の借入れ又は利子助成適格認定に際しての虚偽その他不実の記載
- (三) 融資機関による災害対策資金の期限前償還の請求
- (四) 借受者による災害対策資金の目的外使用
- (五) 借受者が第五条第一項各号のいずれかに該当していること。
- (六) 当初の償還計画の変更

様式第一号から様式第二号の三までを次のように改める。

様式第 1 号 (別記第 1 の 2 関係)

農林漁業セーフティネット資金貸付実行通知書

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

融資機関名  
代表者氏名

印

農林漁業セーフティネット資金の貸付けを次のとおり実行しましたので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 2 の ( 1 ) の規定に基づき、通知します。

氏 名	貸付決定番号	農 林 漁 業 経 営 安 定 計 画	
		貸付実行額	据置期限 償還期限
		千円	貸付年月日 第 1 回償還日 最終償還年月日
		千円	

※償還予定表を添付すること。

様式第 2 号の 1 (別記第 1 の 3 関係)

### 公庫資金利子助成適格認定申請書 (農業)

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住 所  
 (フリガナ)  
 氏 名 印(男・女)  
 (生年月日 年 月 日)

農林漁業災害対策資金 (公庫資金) の貸付けについて、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 3 の (1) の規定に基づき、下記のとおり申請します。

#### 記

#### 1 災害の概要 (災害名 )

被害作物名	被害面積	平年収量	減 収 量	減 収 率
	a	kg	kg	%
		平年農業総収入	減 収 額	減 収 率
		千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金 (公庫資金) の借入額 千円

#### 3 添付書類

- (1) 農林漁業セーフティネット資金経営安定計画 (写し)
- (2) 農林漁業セーフティネット資金償還予定表 (写し)

4 市町村意見

5 市町村証明



様式第2号の2 (別記第1の3関係)

## 公庫資金利子助成適格認定申請書 (林業)

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者 住所  
(フリガナ)氏名 印(男・女)  
(生年月日 年 月 日)

農林漁業災害対策資金(公庫資金)の貸付けについて、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第1の3の(1)の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1 災害の概要(災害名 )

被害樹種	被害面積	平年林業総収入	損失額	損失率
	a	千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金(公庫資金)の借入額 千円

## 3 添付書類

- (1) 農林漁業セーフティネット資金経営安定計画(写し)
- (2) 農林漁業セーフティネット資金償還予定表(写し)

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第 2 号の 3 (別記第 1 の 3 関係)

公庫資金利子助成適格認定申請書 (漁業)

年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

申請者 住 所  
(フリガナ)  
氏 名 印(男・女)  
(生年月日 年 月 日)

農林漁業災害対策資金 (公庫資金) の貸付けについて、利子助成を受けたいので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 3 の (1) の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 災害の概要 (災害名 )

漁業種類	対象魚種	平年漁業総収入	損 失 額	損 失 率
		千円	千円	%

2 農林漁業セーフティネット資金 (公庫資金) の借入額 千円

3 添付書類

- (1) 農林漁業セーフティネット資金経営安定計画 (写し)
- (2) 農林漁業セーフティネット資金償還予定表 (写し)

4 市町村意見

5 市町村証明

様式第三号から様式第六号の二までを次のように改める。

様式第 3 号（別記第 1 の 3 関係）

年 第 月 号 日

福 岡 県 知 事 殿

市町村長 印

公庫資金利子助成に係る確約書（災害名 ）

下記のとおり、資金借入申込みの件について、 年度から 年度まで  
利子助成することを確認します。

記

- 1 借入申込件数
  
- 2 借入申込合計額
  
- 3 利子助成率
  
- 4 予算措置状況

議決（予定）年月日

様式第 4 号（別記第 1 の 4 関係）

## 公庫資金利子助成金委任状

融資機関 住 所  
氏 名

私は、上記者を代理人と定め、株式会社日本政策金融公庫資金に係る、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 4 の（1）の規定に基づき、下記事項を委任します。

### 記

- 1 利子助成金の交付申請に関する事
- 2 利子助成金の受領に関する事

年 月 日

住 所  
氏 名

印





様式第 6 号の 1 (別記第 1 の 4 関係)

公庫資金利子助成金交付申請書

年 第 月 号 日

福 岡 県 知 事 殿

住 所

(フリガナ)

氏 名

印(男・女)

(生年月日 年 月 日)

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 4 の規定により、  
年度利子助成金 円の交付を申請します。



様式第六号の二の次に次の二様式を加える。

様式第 6 号の 3 (別記第 1 の 5 関係)

農林漁業災害対策資金(公庫資金) 利子助成金支払完了報告書

第 年 月 日

福岡県知事 殿

融資機関名

代表者名

印

年 月 日に受領した農林漁業災害対策資金(公庫資金)利子助成金については、別紙一覧表のとおり支払を完了したので、福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱別記第 1 の 5 の(3)の規定に基づき報告します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 利子助成金受領額  | 金 | 円 |
| 2 | 利子助成金支払済額 | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類      |   |   |
- 農林漁業災害対策資金(公庫資金)利子助成金支払完了報告一覧表



様式第七号の一から様式第十一号までを次のように改める。



様式第 7 号の 1 (別記第 2 の 1 関係)

## 農協等資金借入申込書

年 月 日

農業協同組合 御中

下記資金の借入れを申し込みます。

借入者	住所		
	(フリガナ)氏名	(TEL )	
		印	(男・女)
		(生年月日 年 月 日)	( 歳)

資金名	農協等資金 (農業)	償還方法	元金償還	元金均等
借入申込金額				
資金の用途				
借入希望時期	年 月 日			毎年 1 月 20 日
償還期間	年(うち据置 年)			利息支払日 年 月 日以降
償還(取扱)期限	年 月 日			毎年 1 月 20 日

資金の内容	資金の必要性			収入支計画	区分	前年実績	計画	
	計画内容					千円	千円	
資金計画	借入金	本資金			収入	農業収入		
						給与収入		
						計		
	自己資金	農業支出			支出	農業支出		
		生活費				生活費		
	既借入金返済				既借入金返済			
	計				計			
	計				差引余剰			

附表

災害の種類・時期					
① 農 作 物 減 収	作物名	被害面積	平年収量	減収量	減収額
	計				
	農業共済金見込額 (A)		代表物予定所得額 (B) (作物名)		減収総額 - (A) - (B)
		円		円	円
② そ の 他					円
③ 諸 対 策 金 額	天災資金	農協特別貸出	災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免	計
	円	円	円	円	
	現金・預貯金 借入金等	家計費の節約	平年経済余剰		
	円	円	円	円	円
資金所要額 ①+② - ③					円

家族の状況	続柄	氏名		年齢	職業又は勤務先	前年の収入				
	本人					千円				
						千円				
						千円				
						千円				
						千円				
経営規模	種別	田	畑	果樹園		給与	貸家等	計		
	(作付品目)規模	( ) a 千円	( ) a 千円	( ) a 千円		千円	戸 千円	千円		
	前年収入									
所有不動産	種類	面積		見積価格	種類	面積		見積価格		
	宅地	m <sup>2</sup>		千円	住宅	m <sup>2</sup>		千円		
	農地	m <sup>2</sup>		千円	農舎	m <sup>2</sup>		千円		
	山林・その他	m <sup>2</sup>		千円	貸家	m <sup>2</sup>		千円		
	計			千円	計			千円		
取引状況	出資金	当座性貯金	定期性貯金	共済契約額		未収金立替金	購買貸越			
	千円	千円	千円	生命	万円	千円	千円			
				建更	万円					
				(年間掛金総額 千円)						
	公庫資金の既往借入金残高					既往借入金の状況				
	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額
			千円	千円				千円	千円	
			千円	千円				千円	千円	
			千円	千円				千円	千円	
連帯保証人	住所		氏名		年齢	続柄	資格	職業	前年収入	
									千円	
									千円	
担保	不動産担保 (所在地)		地目		面積		その他の担保			

様式第 7 号の 2 (別記第 2 の 1 関係)

農協等資金借入申込書

年 月 日

福岡県信用漁業協同組合連合会 御中

下記資金の借入を申し込みます。

借入者	住 所		
	(フリガナ) 氏 名		
	(生年月日 年 月 日)	( 歳)	

資 金 名	農協等資金 (漁業)	償還方法	元金償還	元金均等
借入申込金額				
資金の用途				
借入希望時期	年 月 日			毎年 1 月 20 日
償還期間	年(うち据置 年)			利息支払日 年 月 日以降
償還(取扱)期限	年 月 日			毎年 1 月 20 日

資金の内容	資金の必要性			収入	区分	前年実績	計画
	計画内容				漁業収入	千円	千円
資金計画	借入金	本資金		支出	漁業支出		
					生活費		
					既借入金返済		
	自己資金			計			
	計			差引余剰			

附表

災害の種類・時期					
① 漁獲物等損失	漁業種類	対象魚種	損失額	平年漁業総収入額	
	計				
	漁業共済金見込額 (A)	代表物予定所得額 (B) (漁獲物名)	損失総額 - (A) - (B)		
	円	円	円		
② その他					
	円				
③ 諸対策金額	天災資金	信漁連特別貸出	災害対策資金 (公庫資金・漁業)	租税公課減免	計
	円	円	円	円	
	現金・預貯金 借入金等	家計費の節約	平年経済余剰		
	円	円	円	円	円
資金所要額 ①+② - ③				円	

家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先	前年の収入					
	本人				千円					
					千円					
					千円					
					千円					
					千円					
経営規模	漁船漁業				その他漁業					
	漁船名	漁業種類	船質	トン数	進水年月	漁業種類	施設数・規模・能力等			
					年 月					
所有不動産	種類	面積	見積価格	種類	面積	見積価格				
	宅地	m <sup>2</sup>	千円	住宅	m <sup>2</sup>	千円				
		m <sup>2</sup>	千円		m <sup>2</sup>	千円				
		m <sup>2</sup>	千円		m <sup>2</sup>	千円				
	計		千円	計		千円				
取引状況	出資金	当座性貯金	定期性貯金	共済契約額	未収金立替金	購買貸越				
	千円	千円	千円	生命 万円	千円	千円				
				建更 万円						
				(年間掛金総額 千円)						
	公庫資金の既往借入金残高				既往借入金の状況					
	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額	資金名	借入年月日	借入期限	借入現在高	年間償還額
				千円	千円				千円	千円
			千円	千円				千円	千円	
			千円	千円				千円	千円	
連帯保証人	住所	氏名	年齢	続柄	資格	職業	前年収入			
							千円			
							千円			
担保	不動産担保 (所在地)	地目	面積	その他の担保						



様式第 8 号の 1 (別記第 2 の 1 関係)

農協等資金利子補給承認申請書 (農業)

農協等資金融資意見書 (農業)

福岡県知事 殿

融資機関名

第 年 月 日

第 年 月 日

市町村名

印

印

貸付の相手方	災害の種類	今後の必要資金 A 千円	貸付予定額 (所要額) (A+G-H) 千円	貸付利率 償還期限 (利率を含む) 据置期間 年	作物名	被害面積 a	平均収量 B kg	減収量 C kg	減収額 D 円	農作物減収 減収額 E 円	減収率等 C/B %	農業共済金 見込額・代 作物予定所 得額 F 円	減収 総額 G(D-F) 円	諸対策金額 H 円		基金協会の保証	市町村意見等 左記記載事項中災害による被害及び被害金額について は事実と相違ないので、利子補給の承認をします	農林事務所記入欄 承認番号	備考 (資金使途内訳)		
														天災資金	農協特別貸出 (公庫資金・農業) 農協特別貸出 (公庫資金・農業) 租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計						
					計																
					計																
					計																

※借入申込書および添付された書類の写しを添付すること。

様式第 8 号の 2 (別記第 2 の 1 関係)

農協等資金利子補給承認申請書 (漁業)

農協等資金融資意見書 (漁業)

第 号  
年 月 日

福岡県知事 殿

融資機関名

市町村名

印

貸付の相手方	災害の種類	今後の必要資金 A 千円	貸付予定額 (所要額) (A+E+F) 千円	貸付利率 償還期限 (据置期間を 含む) 年	融資機関 関係記入欄				市町村意見等				承認額 千円	承認 番号	備考 (資金使途内訳)	
					漁獲物名	損失額 B 円	漁獲物等損失 率 B/C	漁業共済金 見込額・代 作物予定所 得額 D 円	損失総額 E (B-D) 円	諸対策金額 F 円	基金 協会の保 証	左記記載事項中災 害による被害及び 被害金額について は事実と相違ない ので、利子補給の 承認をします				
		A	(A+E+F)	貸付利率 % 償還期限 (据置期間を 含む) 年	漁獲物名	損失額 B 円	漁獲物等損失 率 B/C	漁業共済金 見込額・代 作物予定所 得額 D 円	損失総額 E (B-D) 円	諸対策金額 F 円	基金 協会の保 証	左記記載事項中災 害による被害及び 被害金額について は事実と相違ない ので、利子補給の 承認をします	承認額 千円	承認 番号	備考 (資金使途内訳)	
				計	計		%	計		計						
				計	計		%	計		計						

※借入申込書及び添付された書類の写しを添付すること。

様式第 9 号の 1 (別記第 2 の 2、第 2 の 4 関係)  
**農協等資金利子補給承認書 (農業)**

第 号  
 年 月 日

印

福岡県知事

(意見)  
 市町村名

(申請)  
 融資機関名

貸付の相手方	災害の種類	今後の必要資金 A 千円	貸付予定額 (所要額) (A+G+H) 千円	貸付利率 償還期限 据置期間	農作物減収						農作物名	被害面積 a	平均収量 B kg	減収量 C kg	減収額 D 円	平年農業総収入 E 円	減収率等 C/B	農業共済金見込額 F 円	減収総額 G(D-F) 円	諸対策金額 H 円						基金協会の保証	市町村意見等 左記記載事項中災害による被害及び被害金額については事実と相違ないので、利子補給の承認をします	承認番号	農林事務所記入欄 No	備考 (資金使途内訳)	
					天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計										天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計								
				貸付利率 % 償還期限 年 据置期間 年												C/B	農業共済金見込額 F 円		天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計		適 否			
				貸付利率 % 償還期限 年 据置期間 年												C/B	農業共済金見込額 F 円		天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計		適 否			
				貸付利率 % 償還期限 年 据置期間 年												C/B	農業共済金見込額 F 円		天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計	天災 農協特別貸出 災害対策資金 (公庫資金・農業)	租税公課減免 現金貯蓄金等 家計費の節約 平年経済余剰 計		適 否			





様式第 1 1 号 (別記第 2 の 4 関係)

### 農協等資金利子補給金交付申請書

第 号  
年 月 日

福 岡 県 知 事 殿

融資機関

住 所

(フリガナ)

代表者氏名

印 (男・女)

(代表者生年月日 年 月 日)

福岡県農林漁業災害対策資金融通措置要綱に基づき融資した貸付金について  
年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの期間に係る利子補給金  
円の交付を申請します。

#### 記

月計表 ( 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までに係る農協、信漁連における残高移動)  
(単位：千円)

年	借 方 (期中貸付額)		貸 方 (約定繰上等期中償還額)		繰越残高
	月 計	累 計	月 計	累 計	
1 月					
2 月					
3 月					
4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					

様式第十五号を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年八月十八日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十五号

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の給与に関する条例等の施行に関する規則（昭和三十二年福岡県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の二及び第八条の四中「福岡県職員の給与に関する条例」を「県職員給与条例」に、「福岡県警察職員の給与に関する条例」を「警察職員給与条例」に改める。

様式第一号記入上の注意2中「~~福岡県職員の給与に関する条例~~」を「~~警察職員給与条例~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、平成二十九年十月一日から施行する。